



Title	北海道大学附属図書館報「榆蔭」
Citation	, 57, 1-29
Issue Date	1981-11-14
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/66611">http://hdl.handle.net/2115/66611</a>
Type	periodical
File Information	yuin57.pdf



[Instructions for use](#)



読 書 と 私

事務局長 内 田 新

勤務先での公文書の決裁などで目を酷使した上、帰宅するとあれこれと雑本を読み耽る生活を続けて幾十年になるだろう。一日一夜といえども、活字を目にすることがなければ耐えられない、活字人間の一人である。

思えばこの性癖は、小学校1年の大病の時に始まっている。当時東京の某私大のスポーツ選手であった長兄が、数十冊の童話を送ってきた。今にして思うと、スポーツに専念しすぎて父親の評価の低かった兄が、両親最愛の末弟に見舞品を送り、小遣をせしめようとの魂胆ではなかったか。それはともあれ、一月あまりで各種各様の童話を読了したのであった。

その後も、童話から母親の購読している女性雑誌に至るまで乱読につぐ乱読であった。やがて中学生ともなれば、岩波文庫の翻訳小説に熱中し、高校生になった時は御多分にもれず文学青年となったものだ。似たような方は今も昔も多いが、五十の坂をこえても同じことをやっているのは、我ながら進歩のない話ではある。

公務員の生活といえば、まことにあじけない職務の連続で、とくに管理職は雑務係であるが、責任だけは重い。従って、ストレスの重圧は相当のものである。文学青年あがりであるから、強靱な神経をもっているわけはなく、職務から解放された時間は極力頭を仕事から切り離すことが、永年のうちに身についたストレス防止対策であり、雑本の乱読はその最も有力な方法なのである。

しかし、年とともに読書量は減少している。これは老眼が影響していることも否定できないが、意識的に読書を控え、自分で考える時間を多くしようと努めているのが主たる原因である。この年齢になっても、凡人の悲しさで、読書によって他人の思想的感化を受けすぎるからだ。自らを失ってなお、読書三昧というのは感心できたことではあるまい、と思うのである。

若い間は、知識の蓄積のために乱読も意味があったと思うが、ある年齢に達すれば凡人は凡人なりに自らの考えをもつべきだということに気がついたのである。可能ならば、若干とも創造的なことをやるべきだと思うが、その能力に恵まれていない者としては、断片的ではあれ、あれこれと考えてみたいと思う。しかしながら、思索というのも楽ではなく、しばしば愚劣な妄想を迫ることになり勝ちである。その結果、つい手近にある本を手にするようになるのである。

読書と思索のバランスをどうとるか、これは若い時から一つの課題として意識していたこ

とであるが、今日なお解決できない。書を捨て街へ出よ、書を捨て自らの目で見よ、と自分に言い聞かせながら、やがて老人になってゆく。お粗末な話ではある。

## ◆ 会 議

### 第105回 図書館委員会

<と き 昭和56年5月30日(土)>  
<ところ 附属図書館会議室>

#### 議 題

1. 昭和55年度決算について
2. 昭和56年度予算(案)について
3. 昭和56年度図書資料(大型コレクション)の収書計画について
4. その他

### 第106回 図書館委員会

<と き 昭和56年7月6日(月)>  
<ところ 附属図書館会議室>

#### 議 題

1. 昭和56年度予算配当(案)について
2. 閲覧個室(第2種)について
3. その他

### 第68回 教養分館委員会

<と き 昭和56年6月12日(金)>  
<ところ 教養分館会議室>

#### 議 題

1. 昭和55年度決算並びに昭和56年度予算(案)について
2. 昭和56年度教官指定図書の選定について
3. その他

### 第69回 教養分館委員会

<と き 昭和56年7月17日(金)>  
<ところ 教養分館会議室>

#### 議 題

1. 昭和56年度図書費予算について
2. 昭和56年度参考図書及び視聴覚資料の選定について
3. その他

### 全学図書(担当)掛長会議

<と き 昭和56年6月8日(月)>  
<ところ 附属図書館会議室>

#### 議 題

1. 会計実地検査について
2. 学術情報システムについて
3. その他

### 全学図書(担当)掛長会議

<と き 昭和56年6月29日(月)>  
<ところ 附属図書館会議室>

#### 議 題

1. 会計実地検査について
2. その他

**全学図書(担当) 掛長会議**

＜と き 昭和56年9月17日(木)＞

＜ところ 附属図書館会議室＞

議 題

1. 国立大学図書館間相互利用について
2. その他

**第31回 北海道地区大学図書館協議会総会**

＜と き 昭和56年8月21日(金)＞

＜ところ 北海道大学百年記念会館＞

標記協議会総会は、北海道地区19大学47名が出席、慣例により当番館北海道大学附属図書館 塩谷 鏡館長が議長に選出され行われた。

協議事項等は次のとおりである。

報告事項

- (1) 幹事館会議報告
- (2) 北海道地区大学図書館協議会昭和56年運営資金決算報告
- (3) 第24回北海道地区大学図書館職員研究集会報告
- (4) 大学図書館間の相互利用について
  - イ) 国公立大学図書館協力委員会報告
  - ロ) 国立大学図書館間相互利用について
  - ハ) 北海道地区大学図書館相互利用検討委員会報告
- (5) 各館界の動向(国・公・私立大学)
- (6) その他

協議事項

- (1) 学術情報システムに対する学内の対応と全国ネットワークとの関連における地域ネットワークの在り方について
- (2) 地区大学図書館間の相互利用の推進について
- (3) 第32回北海道地区大学図書館協議会総会及び第25回北海道地区大学図書館職員研究集会の当番館について 一総会については、旭川大学、研究集会については、北海道教育大学となる。一
- (4) 次期役員館の選出について  
次のとおり決定した。

常任幹事館	北海道大学
幹事館	小樽商科大学, 札幌医科大学, 札幌商科大学, 北海学園大学
当番幹事館	北海道教育大学, 旭川大学
監査館	室蘭工業大学, 北星学園大学

承合事項

- (1) 寄贈図書の評価基準について
- (2) パンフレット等の受入れ基準について

**第55次国立七大学附属図書館協議会**

＜と き 昭和56年9月29日(火)・30日(水)＞

＜当番館 東北大学附属図書館＞

標記協議会は、文部省から情報図書館課田保橋課長、田中専門員、須田事務官の列席を得、国立七大学の附属図書館長、事務部長及び課長が出席して開催された。

協議題は、次のとおりである。

＜協議題＞

- 1) 学術情報ネットワーク、特に図書館情報処理ネットワークの具現化において七大学の果すべき役割に

ついて (京都大学)

- 2) 学術情報センター・システムと国立七大学附属図書館協議会の在り方について (東北大学)
- 3) 学術情報センター・システムにおける地域サブセンターとしての対応について (北海道大学)
- 4) 学術情報センター・システムに示された地域センター館の役割について (九州大学)
- 5) 「学術情報システム」に対応する学内体制の具体策について (名古屋大学)
- 6) 国立大学図書館間相互利用 (館内閲覧) 制度に対する各大学の対応措置について (東京大学)
- 7) 大規模大学における図書館資料の共同利用について (大阪大学)
- 8) 大規模大学における附属図書館の概念の明確化 —機構の整備について— (東京大学)
- 9) 中央図書館のいわゆる「保存図書館機能」の改善について (東京大学)
- 10) 職員の研修について (東京大学)
- 11) 各大学に所蔵される「文庫」「集書」等の整理・目録の刊行について (京都大学)
- 12) 外国から送付の学位論文の整理と利用について、及び今後の対策について (東北大学)

協議題の中心は、学術情報センター・システム関連で、情報図書館課長の経過説明ののち、各館からの報告・協議の結果、各館とも地域センター館としてシステム完成にむけて、努力することとなった。なお、今回は要望書は提出しないこととなった。

なお、56次(昭和57年)同協議会は、東京大学を当番館として開催される。

## ◆ 学内図書館だより

### 附属図書館開架図書閲覧室を3階に移転

～附属図書館および同教養分館の時間外開館時間も、さらに1時間延長～

当館の開架閲覧室は、これまで授業期には、平日19時、土曜日15時までで時間外開館をしていましたが、さらに利用の便をはかるため、9月からは開館時間を平日20時、土曜日16時30分まで延長することになりました。

また、このたび附属図書館閲覧室内施設の一部を改修して、入口に近い2階の閲覧室は、学習者のための一般閲覧室として利用できるようになり、また3階の開架図書閲覧室には備え付けの開架図書約4万6千冊と、その利用のための開架受け付けカウンターを従来の書庫内図書の閲覧・貸出のための書庫出納カウンターに隣接させ、総合カウンターとし、同室内にある当館所蔵目録カードの利用とあわせて、開架・書庫内資料の検索・利用が一カ所にまとめられました。

また、4階の参考図書閲覧室もレファレンスカウンターが入口に接近して相談しやすくなるなど、利用者には大変便利になりましたので、ご利用ください。

なお、3階閲覧室の配置や各室の利用できる時間は、次のとおりです。

### 書庫出納カウンター

受 付 時 間		館 外 貸 出	
平 日	9:00 ~ 17:00	学 生	3冊 10日
土 曜	9:00 ~ 12:00		
但し、平日12:00~13:00は貸出 中止、返本のみ受付		院 生	30冊 60日
		教 官	100冊 90日

開架図書閲覧室

開 室 時 間		
曜 日	授 業 期	休 業 期
平 日	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00
土 曜	9:00 ~ 16:30	9:00 ~ 12:00

<館外貸出> 教官・学生共に 2冊 7日

一般閲覧室 (2階)

参考閲覧室 (4階)

開 室 時 間	
平 日	9:00 ~ 17:00
土 曜	9:00 ~ 12:00

3階略図



※カード目録の配列

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 図書館の目録       | 2 法学部の目録           |
| 3 文学部の目録       | 4 経済学部目録           |
| 5 スラブ研究センターの目録 | 6 雑誌目録(図, 法, 文, 経) |

(3~6は当館書庫収納分のみ)

### 国立大学図書館間相互利用について

国立大学図書館協議会に設置された「図書館相互協力」調査研究班は昭和54年度の調査・研究課題として、「国立大学における図書館相互利用制度の整備について」を設定し、数回にわたる研究討議を経て、昭和55年6月に東北大学で開催された「第27回国立大学図書館協議会総会」に、その報告書を提出しました。

すなわち、学術情報は、研究者にとって資源共有、共同利用されるべき性格を持つものであるという理解のもとに、国立大学図書館間相互利用制度の活発化と拡大、利用者サービスの向上を図ろうという趣旨のものであります。

同協議会理事会(第2部会担当)で、本件の今後の進め方等その取り扱いについて各地区協議会の意見を取り入れ慎重協議した結果、相互利用の制度化を促進するため、「共通閲覧証方式」を骨子とする「国立大学図書館間相互利用実施要項及び細則」(理事会案)が取りまとめられ昭和56年6月琉球大学で開催された「第28回国立大学図書館協議会総会」に提案、承認されたものであります。(実施要項・細則は別紙のとおり。)

については、今後国立大学間においては、この実施要項及び細則にそって相互利用を実施することになりますので、研究者(要項3の(2)国立大学に所属する教職員、大学院生及びこれに準ずる者をいい、これに準ずる者とは、その者が所属する大学の図書館長が認める者をいう。)が、今後他の国立大学図書館の図書資料を利用しようとする場合は、「国立大学図書館間共通閲覧証」が必要となります。

また、この共通閲覧証等に関する事務は、「参加図書館・室」(要項3の(1)国立大学図書館：各大学において附属図書館を構成する中央図書館、分館、部局図書館・室をいう。)となる各部局等の図書室が、附属図書館を通じて直接取り扱うこととなります。

なお、利用しようとする図書館が公・私立大学等である場合は、その都度依頼書を発行する従来どおりの方式(依頼書方式)により行われます。

学生については、国・公・私立大学等を通じて、依頼書方式により利用できます。

#### 国立大学図書館間相互利用実施要項

(昭和56.6.23 第28回国立大学  
図書館協議会総会決定)

#### 1. 目的

この要項は、国立大学に所属する研究者の研究・教育活動に資するため国立大学図書館に所蔵されている図書館資料の円滑な相互利用を促進することを目的とする。

#### 2. 対象

この要項は、国立大学図書館協議会に加盟している大学図書館間における研究者による相互利用に対して適用する。

#### 3. 定義

この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学図書館：各大学において附属図書館を構成する中央図書館、分館、部局図書館・室等をいう。
- (2) 研究者：国立大学に所属する教職員、大学院学生及びこれに準ずる者をいう。これに準ずる者は、その者が所属する大学の附属図書館長が認める

者をいう。

(3) 相互利用：研究者が他国立大学図書館に出向いて、その所蔵資料を直接利用することをいう。

#### 4. 相互利用の範囲

相互利用の範囲は、館内における閲覧を原則とし、その方法は当該大学図書館の定めるところによるものとする。

#### 5. 相互利用の手続

相互利用を希望する研究者は、あらかじめ所属大学の図書館長に申請し、「国立大学図書館間共通閲覧証」の交付を受け、利用時にこれを利用受入館に提示するものとする。

「共通閲覧証」の様式は別に定める。

#### 6. 相互利用の制限

利用受入館は、当該大学に所属する利用者の利用が著しく妨げられると判断した場合には、相互利用を制限することができる。

### 国立大学図書館間相互利用実施細則

1. この細則は、国立大学図書館間相互利用実施要項に掲げる目的を達成するために必要な事項を定めたものである。

#### 2. 相互利用方式

要項にいう「国立大学図書館間共通閲覧証」による共通閲覧証方式とするが、従来より実施中の他の方式を排除するものではない。

#### 3. 国立大学図書館間共通閲覧証

- ア. 様式は別紙のとおりとする。
- イ. 有効期間は当該年度内とする。
- ウ. 本証利用上の注意事項の周知に努める。

#### 4. 利用受入館

要項3の(1)にいう国立大学図書館であるが、当該大学の事情により、1大学で中央図書館のみが利用受入館となることがある。

#### 5. 相互利用マニュアル

各館の利用上の留意事項を盛り込んだ相互利用マニュアルを全館が所持するものとする。

### 北海道大学学術情報システム準備検討委員会が設置される

#### 1. 全国的な動き

- 昭和48年、学術審議会は、文部省の学術行政全般にわたる答申の中で学術情報に関する問題点の指摘と将来のあるべき方向の概要を提示。
- 文部省は、その主旨に沿った施策を実施、学術情報システム化の研究開発によりいくつかの大学等で試行的システムを実施。
- 昭和53年4月、学術審議会は、その後の諸条件の発展を背景として、改めて学術情報問題の審議開始。
- 昭和53年11月、文部大臣は、学術審議会に「今後における学術情報システムの在り方について」諮問。
- 昭和54年6月、学術審議会は審議の結果について中間報告を公表、国公立の各大学等



の関係機関の意見を求めた。

- 多くの国・公・私立の大学等が、学術情報システムの早期実現への期待を表明。
- 昭和55年1月、学術審議会は各大学等の関係機関の意見をふまえ、「今後における学術情報システムの在り方について」文部大臣に答申。
- 昭和55年5月、文部省は、学術審議会の答申を受けて学術情報センターシステム開発調査協力者会議を発足させ、コンピュータ・システム、ネットワーク、図書館システムの在り方等調査研究を開始。
- 昭和56年3月、協力者会議は開発調査の結果をとりまとめた。
- 昭和56年度政府予算に、学術情報センター設置調査経費及び学術情報センターシステム開発調査費が計上され、昭和59年度後半に事業開始を目途に、センターの組織、業務内容等の細部の調査、センターのシステムに最適なプログラム等のソフトウェアの作成並びにハードウェアの検討等に着手。

注) 学術情報システム — これからの学術情報流通の在り方—(文部省学術国際局情報図書館課)より転載

## 2. 学内としての動き

- 昭和53年4月、学術に関する情報の蓄積及び利用に関する問題を調査研究し、必要な方策の検討を行うための組織として、北海道大学学術情報調査研究会を設置。
- 昭和53年9月、学長は、学術調査研究会に「1. 学術情報の収集・蓄積と検索の協力体制について、2. 研究情報処理、情報処理教育、図書館情報処理、学術データ・ベースなどの総合的、有機的運営の在り方について、3. 既存のデータ・ベースとの関連に関する基本的計画について」諮問。
- 昭和55年3月、同調査研究会は、前記3事項の調査・研究結果に学術情報システム委員会(仮称)の設置を付して、学長に答申。
- ◎昭和56年7月、同答申に基づき、学術情報システムの具体化のための準備検討を行う組織として、北海道大学学術情報システム準備検討委員会を設置。

### 北海道大学学術情報システム準備検討委員会要項

(昭和56年7月15日)  
(学長裁定)

(設置)

第1条 北海道大学に、北海道大学学術情報システム準備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学術情報システムの具体化のための準備検討を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

1. 附属図書館長、大型計算機センター長及び情報処理教育センター長
2. 人文・社会科学系学部及び言語文化部の教授又は助教授のうちから2名
3. 自然科学系学部の教授又は助教授のうちから3名
4. 大学院環境科学研究科及び附置研究所の教授又は助教授のうちから1名
5. 事務局長

2 前項第2号から第4号までの委員は、学術情報問題について学識のある者のうちから当該部局等の長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、学術情報システムに関する専門的事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、昭和56年7月15日から実施する。

### 3. 今後の進め方など

#### ・昭和56年9月7日 第1回委員会開催

1. 学術情報問題に関する経過報告等があって質疑が交され、次のことが確認された。

(イ) この学術情報システムについては、多くの国公私立の大学等がその早期実現への期待を表明、文部省は、昭和56年度予算に学術情報センター設置調査経費および学術情報センターシステム開発調査費を計上するなど、同センターの昭和59年度実現を目指して着々進行しており、本学においても早急に対策をたてる必要がある。

(ロ) 学術情報システムのネットワークを構成する機関は、中枢機関としての学術情報センターと大学等図書館、大型計算機センター、国立大学共同利用機関等の研究機関であるが、このうち、本学としては図書館等のシステム化を全体の一环として整備していかなければならない。この場合においても学術情報流通全体としての大きなイメージからまとめていかなければならないこと。

なお、本学は地区の拠点的な役割りを果たさなければならないことから、地区内大学との連携も必要である。

(ハ) 議事録等を作成し、審議経過等について周知を図っていく必要があること。

(ニ) 委員会要項第2条による学長への報告は、緊急度を考慮して段階的に行うことができること。

#### ・昭和56年10月13日 第2回委員会開催

1. 委員長に塩谷 饒委員が選出された。

2. 委員会の今後の進め方について討議、専門委員会を設置する方向が確認された。

## ◆ 統 計

## 部 局 別 蔵 書 冊 数

(昭和 56 年 3 月 31 日現在)

部 局 区 分	和 書	洋 書	合 計	備 考
附 属 図 書 館	457,152	258,604	715,756	教養分館及び法学部を含む
教 養 分 館	(70,729)	(8,956)	(79,685)	
文 学 部	63,920	91,554	155,474	
教 育 学 部	42,448	19,917	62,365	
法 学 部	(46,237)	(80,129)	(126,366)	
経 济 学 部	38,799	29,103	67,902	
理 学 部	42,547	114,389	156,936	
医 学 部	57,596	69,144	126,740	附属病院を含む
歯 学 部	8,986	9,044	18,030	〃
薬 学 部	3,536	9,658	13,194	
工 学 部	146,256	115,740	261,996	
農 学 部	155,462	91,699	247,161	附属農場、附属演習林を含む
獣 医 学 部	8,425	16,102	24,527	
水 産 学 部	60,137	35,434	95,571	
教 養 部	15,855	8,140	23,995	
大学院環境科学研究科	4,110	1,226	5,336	
低温科学研究所	5,071	11,337	16,408	
応用電気研究所	4,212	11,005	15,217	
触媒研究所	2,681	7,866	10,547	
免疫科学研究所	1,248	5,112	6,360	
事 務 局	1,807	144	1,951	
学 生 部	621	97	718	
スラブ研究センター	948	6,616	7,564	
大型計算機センター	687	580	1,267	
医療技術短期大学部	464	18	482	
合 計	1,122,968	912,529	2,035,497	

## 昭和55年度 部局別図書・雑誌受入冊数

区 部 局	図 書							雜 誌							
	和 書			洋 書			計	和 書			洋 書			計	
	購入	寄贈 交換	製本 移管	購入	寄贈 交換	製本 移管		購入	寄贈 交換	その他	購入	寄贈 交換	その他		
附属図書館 <sup>1)</sup>	7,671	2,287	1,700	6,539	1,077	1,436	20,710	冊	598	2,879		551	515		種類 4,543
教養分館	(2,647)	(52)	(450)	(303)		(140)	(3,592)		(222)	(29)		(109)	(2)		(362)
文学部	6,827	429	364	5,413	111	484	13,628		113	824		426	17		1,380
教育学部	2,043	72	339	612	4	309	3,379		177	464	2	180	1	1	825
法学部	(1,592)	(425)	(1,230)	(5,151)	(142)		(8,540)		(198)	(468)		(281)	(30)		(977)
経済学部	2,592	465	871	2,346	20	220	6,514		164	726		208	66		1,164
理学部	1,156	177	69	1,679	963	2,174	6,218		147	244	1	863	249	16	1,520
医学部 <sup>2)</sup>	1,970	166	695	960	97	1,321	5,209		332	456		758	72		1,618
歯学部 <sup>3)</sup>	375	16	124	251	2	478	1,246		109	113		213	27		462
薬学部	94	4	29	52	1	385	565		20	38		112	3		173
工学部	3,133	213	882	1,836	27	1,925	8,016		330	572		783	30		1,715
農学部 <sup>4)</sup>	2,921	60	690	788	9	1,077	5,545		284	690	2	493	176	2	1,647
獣医学部	113	11	170	177	4	307	782		32	180		152	155		519
水産学部	887	51	407	223	4	810	2,382		355	869		264	320	5	1,813
教養部															
大学院環境科学 研究科	1,044		323	227	1	185	1,780		24	30		114	10		178
低温科学研究所	56	8		82	13	305	464		41	229		85	211		566
応用電気研究所	113			165		627	905		25	186		117	70		398
触媒研究所	40	40	13	110	94	127	424		15	63		52	36		166
免疫科学研究所	21			70		248	339		10	117		53			180
事務局	1	6					7								
学生部															
スラ ブ研 究セ ンタ ー	708	60	14	4,949	693	244	6,668		7	132	5	120	46		310
大 型計 算機 セ ンタ ー	28			66			94								
医療技術 短期大学	128		336	18			482								
合計	31,921	4,065	7,026	26,563	3,120	12,662	85,357								

- 備考 1) 教養分館及び法学部を含む。  
 2) 附属病院含む。  
 3) 附属病院含む。  
 4) 附属農場，附属演習林含む。

## 昭和 55 年度 附属図書館利用統計

閲覧室名 開館日数 利用部局等	一般閲覧室		開架図書室		語演習室	参考図書室	北方資料室	合計
	館内閲覧	館外貸出	館内閲覧	館外貸出				
	290日	290日	277日	277日	277日	290日	290日	
文学部	480人	1,457人		2,647人	119人	1,183人	362人	
教育学部	88	202		753	134	113	41	
法学部	943	2,475		6,283	467	522	78	
経済学部	128	274		1,983	188	259	91	
理学部	41	56		3,154	42	185	17	
医学部	6	10		310	9	19	5	
歯学部	3	1		260		7	1	
薬学部	4	5		475	19	8	3	
工学部	43	22		1,052	43	78	116	
農学部	42	52		1,178	82	108	101	
獣医学部	1			79		12	6	
水産学部		1		9		2	6	
教養部	145	199		4,790	69	152	52	
各種学校	2	7		230	34			
各研究所						24	4	
教官	223	2,462		409	102	—	—	
院生	162	2,630		1,046	195	—	71	
職員	128	213		1,030	330	—	28	
学外者	605	437		39		—	899	
利用者合計	3,044 <sup>1)</sup>	10,503	—	25,727	1,833	2,672	1,881	45,660
利用冊数	6,778	28,854	12,468	34,072	1,833 <sup>巻</sup>	188 <sup>2)</sup>	1,354 <sup>3)</sup>	83,714 <sup>冊</sup> 1,833 <sup>巻</sup>

- 注) 1) 図書の館内貸出しをうけた人数(座席だけの利用者は含まず)  
 2) 図書館学資料の館外貸出のみ(参考図書は禁帯出)  
 3) 館外貸出冊数(室内利用は含まず)  
 4) 参考図書室については、教官・職員・学生こみの人数  
 5) 北方資料室については、教官・学生こみの人数

## 昭和 55 年度 学外への文献複写申込件数

(全学)

部局	文学	教育	法学	経済	理	医	歯	薬	工	農
件数	576	80	413	96	507	2,121	120	36	443	224
部局	獣医	水産	低温	応電	触媒	免疫	教養	附属 図書館	環境	合計
件数	67	607	80	48	31	8	—	6	118	5,581

ほかに国外申込件数 567件(アメリカ 380, イギリス 88, カナダ 12, 西独 26, フランス 10, オランダ 6, ソ連 12, その他 33)

## 昭和55年度 図書館相互貸借

(参考掛經由の分)

他館への貸出 146件  
他館よりの借用 134件

## 昭和55年度 附属図書館マイクロ電子・複写業務実績

(館内分を除く)

復写数 申込者	件数 <sup>注)</sup> (件)	複写論文 点数 (点)	処理枚数・コマ数					
			総数	内訳				
				電子複写 (枚)	マイクロ フィルム (コマ)	マイク ロ フィ ッ シュ (枚)	引伸焼付 (枚)	リー ダー プ リ ン タ ー (枚)
学内者	690	1,270	20,125	7,201	674	89	2,341	9,820
学外者	4,059	5,386	71,760	66,786	2,171	19	76	2,708
合計	4,749	6,656	91,885	73,987	2,845	108	2,417	12,528

注) 件数は申込延人数と同じ。(複写不能分を含まず)

## 昭和55年度 教養分館利用統計

(開館日数290日)

利用部局等	開架図書室		語学演習室		ビデオ視聴室		
	館内閲覧	館外貸出					
文学部		1,881冊	1,119人	11巻	11人	40巻	31人
教育学部		338	203	1	1		
法学部		1,018	605	5	4	25	23
経済学部		599	323	8	8	27	21
理学部		2,683	1,693	30	28	59	46
医学部		585	382	47	45	106	93
歯学部		203	120			10	9
薬学部		454	269	1	1	2	2
工学部		2,684	1,659	72	52	133	110
農学部		520	324	4	4	7	6
獣医学部		182	121	8	7	10	9
水産学部		6	4				
教養部		45,366	29,053	843	784	1,932	1,679
各種学校		541	339				
教官		584	336	—	—	4	3
院生		383	233	43	43	18	16
職員		1,138	744	9	9	4	3
学外者		12	8	—	—	37	14
合計	21,213冊	59,177	37,535	1,082	997	2,414	2,065

## 昭和 55 年度 教養分館分類別館外貸出統計

類 別	0	1	2	3	4	5	6
冊 数	888	3,601	287	5,859	831	22,933	1,892
類 別	7	8	9	文庫・新書	雑 誌		合 計
冊 数	1,500	7,688	6,006	7,624	68		59,177

## ◆ 資 料

DEUTSCHE FORSCHUNGSGEMEINSCHAFT  
Bibliotheksausschuß. Unterausschuß für Datenverarbeitung

**Empfehlungen zum Aufbau regionaler Verbundsysteme  
und zur Einrichtung Regionaler Bibliothekszentren**

ドイツ研究協会  
図書館委員会, データ処理小委員会

**地域統合システムの構築と図書館地域センターの  
設立のための勧告**

以下は Zeitschrift für Bibliothekswesen und Bibliographie, Bd. 27, Heft 3, S. 189-204, 1980 に掲載された標記の勧告の翻訳である。西ドイツにおける学術情報システムは、連邦研究技術省による「情報・ドキュメンテーション計画 (IuD-Programm)」と、ドイツ研究協会による各種のプロジェクトによって開発が進められている。前者は 16 の学域による分野別情報システムの確立を旨とし、いわば主題志向型の計画であるのに対し、後者は学術・公共図書館の地域的な相互協力体制の拡充を目的とする、地域志向型のプロジェクトであり、両計画をいかに整合化するかが同国図書館界の大きな課題目標となっているようである。わが国においても、一方では科学技術庁を中心に、全国的な情報ネットワーク NIST 計画が展開されており、他方、学術審議会の答申にもとづく拠点図書館方式による学術情報システムの構築がその緒につこうとしている。こうした共通の時局背景のもとで、学術情報システムに関する彼我の類似点と差異、さらには大学図書館の果すべき役割など一般的な情況認識に、拙訳が多少とも役立てば幸いである。なお、ドイツ研究協会は、一連の勧告や提言によって、図書館機械化のための指針をうちだしており、これらの条件をみたとす計画に財政的な援助を与えている。また、図書館協力に関しては、概ね行政上の州に対応する図書館行政単位を地域 (Region)、それ以上と以下のレベルをそれぞれ広域 (überregional)、ローカル (lokal) と定義している。以上の前置きで拙訳が多少は補なえるかもしれない。

最後に本誌への訳出を快諾された Vittorio Klostermann 社、ドイツ研究協会の Jochen Briegleb 博士に謝意を表する次第である。  
訳者：山本幾夫 (整理課教養分館整理掛長)

## 緒 言

地域統合システムの構築と図書館地域センターの設立のための以下の勧告は、ドイツ研究協会データ処理小委員会と同図書館委員会が、従来の計画案の実現のため、共同して公けにす

るものである。しかし、これは図書館界におけるデータ処理技術の導入を更らに発展させるための総括的な計画案として意図されたものではない。むしろこの勧告は、共同目録作業のため、さらにはそれによって形成される文献供給体制を目的とする包括的な所蔵情報提供システムのために、データ処理技術の導入による地域統合システムの構築がいかに必要且つ急を要するものであるかを強調し、根拠づけるものである。その理由は、図書館の相互協力にとってのみならず、図書館界と情報・ドキュメンテーション分野の各種の機関とが将来より緊密に協同するためにも、この種の統合システムが特に中心的な意義をもつてであろうからである。同時にこの勧告によって、二三の州においてすでにこの方向で開始されている開発計画が強化され支援されるであろうし、この種の実現計画が必要段階にあるところでは、しかるべきイニシアチブが喚起されるであろう。いずれにせよこの勧告は単に基本的な指針として理解されるべきで、地域の条件と詳細な計画によって補完・補充されなければならない。

この勧告で構想されている諸概念は、多分段階的にしか実現されないであろうが、それらを具体的に実体化し形成化するため、目下州政府への働きかけがなされている。全国的な情報統合システム ODIN (On-line Dokumentations-und Informationsnetz) の分野においても、IuD 関連機関と図書館界との協力が今後とも緊密なものになろうが、このことのために図書館地域センターが担う意義に鑑み、連邦研究技術省も、これらのセンターがデータの入出力と遠隔処理用の装置や関連周辺機器を最初に購入する際、財政的に援助することを約束している。

この勧告にもとづいて、図書館の共同目録作業と図書館地域センターの設立を目的とする地域統合システムを構築することは、できる限りすべての州で同時に開始されなければならない。州によって地域統合システムの構築そのものが断念されたり、極端に延期されるならば、地域内外の図書館や中枢的な図書館関連機関と IuD 関連機関との共同作業にとって致命的な事態となろう。そのことによって生ずる図書館組織の不均衡は、図書館界にとって、従ってまた学術研究のための広域的な文献供給体制にとっても明らかに不利なことになろう。

ここに公けにする勧告は、ドイツ研究協会データ処理小委員会によって起草されたのち、同協会の各種の組織(図書館委員会、電算機委員会、総会)と連邦研究技術相の諮問機関(「総合情報組織」専門家グループ)によって検討された。更らにこの勧告はデータ処理小委員会と各州の図書館行政担当官ならびに連邦教育芸術省、連邦研究技術省の代表者との合同会議で細部にわたって議論の対象になったものである。これらに際して、小委員会の提言は広く賛同を得たのであるが、同時にこれらの討論から得られた一連の重要な指摘事項が、最終案としての本勧告のなかで考慮されている。

特にこの勧告の中心的な提言、つまり単一の全国的な統合システムは現在の政治的、法制的、技術的さらに組織的な条件から、その実現化はかなり困難である、との提言は議論を重ねるごとに確固たるものになってきた。関係者一同の確信によれば、この種の広域レベルにおける単一システムへの中央集中化に代って、むしろ共同目録、所在情報及び文献依頼の仲介を目的とする7つの地域統合システムが構築されるべきであり、これらのシステムが密接に協力することによってはじめてわが国の連邦制に適合する単一システムを国レベルでつくり上げることができるのである。

データ処理小委員会 委員長 Günter Gattermann  
 図書館委員会 委員長 Wolfgang Kehler



## 1. 序 論

「図書館のデータ処理技術の分野における開発プロジェクトの促進」<sup>1)</sup>への具体案としてドイツ研究協会図書館委員会データ処理小委員会は1973年に「図書館界におけるデータ処理技術の導入のための組織モデルプラン」<sup>2)</sup>を合わせて公けにした。この組織モデルの成案によって、学術図書館におけるデータ処理技術の導入を計画し開発する際、ローカル、地域そして広域の各レベルで生ずる様々な課題を齊合化しようとする最初の試みがなされたのである。

その後、本小委員会はこれらの計画案を実施し具体化する過程で1974年に、地域学術図書館のデータ処理課題のための中枢サービス機関として、地域図書館計算センターを設立する旨の提言をまとめた。この提言は連邦政府による第3次データ処理プログラム<sup>3)</sup>を考慮しながらも、当面は提言の具体化のため一般的に受容され得る指導範囲を定める、いわば推進勧告案として意図されたものであった。

地域図書館計算センターの設立に関する小委員会のこの提言は当時公表されなかったが、国と州政府の所管省庁に提出され、理論上のディスカッションと同時に、以後の計画案と具体的な開発とに一連の効果的な原動力を与えたのである。

図書館界におけるデータ処理技術の導入計画は近年とみに強化されつつあり、また二三の州ではこれの計画にもとづいて実現化の第1歩が踏みだされつつある<sup>4)</sup>。その目的は中枢サービス機関を具えた地域図書館統合システムを構築することである。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州においては、新制総合大学が5校新設されたことに関連して大学図書館センター(Hochschulbibliothekszentrum=HBZ)がケルンに設立されたが、このセンターは総合大学図書館の統合体のための中枢機関として、すでに図書館地域センターの機能を果している上<sup>5)</sup>、1979年秋よりセンター独自のデータ処理装置を備えている。

同時に「情報及びドキュメンテーション活動の推進のための連邦政府プログラム(Programm der Bundesregierung zur Förderung der Information und Dokumentation=IuD-Programm)」<sup>6)</sup>に端を発してドキュメンテーション分野の再編成が進められている。この過程においては、IuD領域の計画と推進が、国と州の共同組織体「情報・ドキュメンテーション協会(Gesellschaft für Information und Dokumentation mbH=GID)」で掌握される一方、分野別情報システム(Fachliche Informationssysteme=FIS)相互とその利用者は広範な情報伝達ネットによって結ばれることになろう。

こうした発展をみると、学術・公共図書館とIuD関連領域・出版界とが国家的な情報統合体というかたちで相互協力を強化することが是非必要になる<sup>7)</sup>。従って情報ガイドシステムの改良には文献ガイドシステムの改善が対応しなければならず、さらに分野別情報システムの構築と、加盟館所蔵文献に関する中核的なガイダンスツールを保有する地域図書館統合システムの構築、との間に対応関係がなければならない。その上、地域図書館統合システムは両ガイドシステムの結合を可能にするための、亦広域文献調達システムの開発のための重要な前提をなすものである。ドイツ研究協会図書館委員会と同データ処理小委員会による、地域統合システムの構築と図書館地域センターの設立のための以下の提言は、そのための寄与として考えられるべきものである。

## 2. 図書館協力の最適組織形態としての統合システム

学術図書館は一部分的には、主として歴史的な条件による差異があるにせよ基本的には、

その目的・課題設定においても組織構造と手続方法においても、かなり一致しているものである。従って学術図書館は、すでに伝統的に、多様な協力形態で結びつけられている。その例として特にドイツ研究協会が推進している広域文献調達システム<sup>8)</sup>、ドイツ相互貸借システム、そして単行書と逐次刊行物に関する中核的なガイダンスツールとしての全国7カ所の目録センターと各種の総合目録編集計画などがあげられよう。

情報要求と情報提供の量的・質的な増大— IuD 計画の実施によってもたらされたことにもよるが—によって、学術図書館はその課題を果す上でますます多くの困難に直面している。図書館の慣習的な合理化手続きや組織の変更、ないしは伝統的な形態での図書館協力によってはこれらの問題に部分的にしか対処できないであろう。

まさにこの点でデータ処理技術の導入とデータ通信の最新技術は、サービス提供と図書館協力の合理化と改善にとって決定的な可能性を提供するものである。この可能性は個々の図書館の孤立的な自動化によるよりは、統合体によってこそ、より効果的且つ経済的に利用されるであろう。従って統合システムは、データ処理技術の導入によって達成され得る図書館合理化の可能性を最大限に活用するための最適な組織形態なのである。

原則として、すべての図書館が同一の書誌データを必要とするのであるから、個々の図書館で膨大な費用の原因になっている初期データ入力負担を軽減し、ひとたび入力されたデータができるだけ多くの図書館によって採用され利用されるよう、努力がなされなければならない。これらのデータの一部は、外部データ (特に Deutsche Bibliothek, British Library ないしは Library of Congress 等の全国書誌センターによる磁気テープサービスによる) の採用により、また一部は複数館の共同目録作業 (shared cataloging) によって得られようが、こうしたデータは集中的なデータファイル/データバンクに入力され、多数の図書館の利用に供されるのが最も合理的である。

学術図書館において通常的に必要とされ、頻繁にアクセスされ、且つ常に即時利用が要求されるこの種の書誌データを大量にしかも合理的、経済的に保持し処理することは、将末は、多数の図書館から成る統合組織によってのみ可能になるであろう。その理由は、

- 外部データに要求されるフォーマット変換は一回的に行われなければならない。
- 統合体内部における加盟館の数に応じて共同目録の利用効率が高まる
- 加盟館のデータが統一的なデータプールに集約され、このデータプールが同時に相互貸借のための目録センターの機能をも持つことになる
- 包括的なソフトウェアシステムを開発し維持するための費用、および複数館で両立し得るハードウェアの購入と管理とが同一個所で一括して扱われる
- 集中ファイルとシステム間の規格化によって情報伝達システムとの共働がかなり容易になるからである。

従って図書館においてデータ処理技術を導入することの利点は、統合問題の解決によってはじめて決定的なものになる。最近の会話型処理装置は、統合体が上述の形式で最適に利用することを前提にしている。データ処理システムのモジュラープランでは、統合体の個々の機能はフレキシブルに応用可能な構成要素として扱われ、加盟館ごとの組織形態とその要請の差異に対処できるよう考慮が払われている。

教育行政が各州政府の所掌となっているのに対応して、学術図書館におけるデータ処理技術の導入計画は主に地域レベルで為されている。連邦政府による情報・ドキュメンテーション関連領域は16の分野別情報システムによって専門別に分化されているのに対し、学術図書館

の組織構造は州ないしは州によって構成される図書館行政地域によって優先的に決定される。こうした構造上の差異は、行政単位によって賦与される権能の差異に対応している。

しかし統合システムの構築は11の州すべてを予定したものではない。むしろ既存の、歴史的な発生由来をもつ7カ所の相互貸借地域 (Leihverkehrsregion)<sup>9)</sup> 一カバーする範囲が行政単位と一致するところが多いが当面の計画領域となろう。データ処理技術の導入にかかわる調整作業と学術図書館の協力は、まずこれらの地域において実現されよう。規則、規格、手続の統一の実施も同様である。このような地域ごとの統一化は、地域統合システムが広域的な統合ネットに統括されるための不可欠の前提条件である。

更らに、相互貸借地域を管轄する地域目録センター (Regionaler Zentralkatalog) は伝統的なカード目録の形式で包括的なデータプールを有しており、地域内の所蔵資料に関して数百万件の所在案内を行っている。データ処理技術の援用による全国的な文献ガイドシステムを構築するには、相互貸借のコントロール手段として目録センターが不可欠である。

(西) ベルリンを含むドイツ連邦共和国の全学術図書館を対象とする全国的な単一の統合システムという概念は、図書館界で広く議論されたのであるが、歴史的・文化政策的な理由からのみならず、とりわけ専門分野に関わる理由からも推奨され得ないものである。加盟館の数、膨大なデータ量、そしてデータの即時利用への要求を考慮すれば、単一の中枢センターによって生ずるファイル管理上の問題を、それにふさわしいソフトウェアで、しかも許容し得る時間的・経済的コストで解決することは現状では不可能であろう。亦、データを即時に利用し、且つ網羅的に検索するという一部互に相容れない要求も統合体に限界があることを示している。更らに統合体加盟館は各館独自の蔵書目録を保持する必要がある；つまりそのためには膨大なソート・分類作業をバッチ処理し、目録・索引・リストなど多様な資料を出力しなければならないが、これらを単一の広域統合システムで実現することは現在では不可能である。

ドイツ図書館研究所 (Deutsches Bibliotheksinstitut) と国立図書館、プロイセン文化保存館 (Staatsbibliothek Preussischer Kulturbesitz) との共同事業として運営されている広域的な逐次刊行物データバンク (Zeitschriftendatenbank) においては、かなり以前から、個々の図書館はもとより地域ごとの目録を出力し保持することさえもはや不可能になってきている。従ってこのデータバンクも一データ処理小委員の該当勧告に組しながら<sup>10)</sup> 徐々に地域センターから成る統合へと志向の転換を計りつつある。統合問題を広域レベルで集中的に解決することは、歴史的に発展してきた学術図書館の構造と組織に矛盾することになる。それよりはむしろ、地域統合システムが相互に協力すること、そしてこれらのシステムが図書館・IuD 関連分野の広域機関や書籍商組織体と協力することの方がより合理的と思われる。

### 3. 地域統合システムの中核機関としての図書館地域センター

学術図書館のための地域統合システムを構築する場合、各地域内に中核機関を設立することが必須の基本条件になる。なぜならこの種の機関なくしては、図書館統合システムに固有の利点が全く達成されないからである。このような図書館地域センター (Regionale Bibliothekszentren=RBZ) は統合システムの全加盟館のために、サービス課題と計画・調整機能を果たことになる。

従って図書館地域センターにおいては、地域統合システムに要求されるデータ処理能力 (ハードウェアとソフトウェア) の主要部分が備えられ運用されることになろう。この主要部分は統合システム加盟館の図書整理データを集中的に処理・蓄積・保存するのに供される。

サービスと開発課題、と同時にそれに要する人的能力およびデータ処理能力を図書館地域センターに集中化することは、経済的にみて特に以下の理由から大きな利点をもっている；

- a) 図書館地域センターの適正規模の施設に要する投資コストは、統合システムの全加盟館がそれぞれのデータ処理要求を充たすために同種の施設に要するコストの総和よりはるかに下まわる。
- b) 特に高能率データ入出力装置（例えば COM 装置、レーザープリンタ）を十分に稼働させることは、多数の図書館が集中的に利用することによってのみ達成される。
- c) 学術図書館のデータ処理課題を7カ所の図書館地域センターのみに集中することによってこれらのセンターのハードウェア施設の調整が容易になる。
- d) 図書館システムのためのソフトウェアの開発領域と開発コストもまた、こうした課題を図書館地域センターへ集中することを正当化する。システム分析、プログラミング、プログラムドキュメンテーション、プログラムメンテナンスを図書館地域センターに集中化することは、それらの業務に対応する適正規模のチーム編成を可能にする。
- e) サービスと開発課題を図書館地域センターに集中化することによって、高度の規準化と標準化がもたらされ、このことが同時に合理化と経済性の向上に寄与することになる。
- f) 図書館地域センターで保持される統合システムのファイルは、必要文献の利用に関する情報を従来より迅速に利用者へ提供するための指示・ガイダンスツールとして役だてることができる。このことによって図書館地域センターはますます地域目録センターとしての機能を担うことになり、カレントな文献についても別のかたちで、この機能を進展さすことになる。

次に、大学計算センターによる図書館データの処理は結果的に何ら問題解決にならないことが、この数年間の図書館データ処理実務のなかで明白になって来た。しかもこのことは英米の同様な体験とも一致している。その原因は、双方のデータ処理課題の構造が異っているからである。研究教育の要請によってなされる大学計算センターの運営と、図書館固有の要求とは概して一致が難しいものである。その理由として特に次のことがあげられる；つまり、図書館の全稼働時間を適宜優先させながら処理行程をオンラインによって連続的に展開しなければならず、しかも目録や索引をバッチ処理によってタイムリーに作成する保証がなければならないこと、である。

このこと以外に、大学計算センターでは一般に図書館の目的に適合する基本的なソフトウェアが得られず、効率的な会話型処理に対する図書館側の特別の要求も、必要とされる程には充たされないものである。その上、大学計算センターのハードウェア施設相互には差異があり、それによって条件づけられる運用・応用ソフトウェアも多様であり、このことが図書館の統一的なプログラム開発と、同時にデータ交換の可能性をも阻害している。またプログラムの長期的な利用に依存している図書館は、大学計算センターにおけるデータ処理装置の更新によって特に打撃を受けることになる。しかもこれらの装置に関して図書館は通常、何らの影響力も持ち得ないものである。

#### 4. 図書館地域センターの課題

図書館地域センターは各地域の統合システム加盟館のために、サービスと開発課題及び計画・調整機能を集中的に担うことになる。次にあげる機能分野のリストは図書館地域センターの全課題範囲を包括する総表を意図して作成されたものである。ここであげられている全課題がすべての図書館地域センターによって直ちに完全に果たされなければならないというわけで

はない。むしろセンターは、その構築程度に応じて徐々に課題を拡大するであろうし、センター間の協力ないしは図書館界・IuD 関連領域の広域機関（例えば Deutsche Bibliothek, ドイツ図書館研究所, 情報・ドキュメンテーション協会など）と共働しながら、課題の一部を果すこともできよう。以下、課題ごとに実行分担の方法と範囲について個別に説明しよう。

#### a) サービス課題

##### 目録作業と収書

- 国内・国外の磁気テープサービスによる外部データの入力
- 加盟館の共同目録作業<sup>11)</sup>, によって
- 単行書と逐次刊行物の中枢ファイル/データバンクを構築し, 利用に供すること
- 中枢ファイルを継続して保持・管理すること
- 図書整理に適当な限り, 加盟館の書誌データを集中的に処理すること
- 他の統合システムや広域中枢機関(逐次刊行物データバンクなど)との間でデータ交換を行うこと
- 共同目録作業によって入力されるデータを集中的に編集(検査, 規準化, 修正)すること
- 主題目録を集中して処理すること

##### 所在指示と書誌情報の提供

- 書誌データを指示すること
- 収書データを指示すること
- 所蔵データを指示すること
- 必要文献の貸出状況ないしは利用の可能性を指示すること
- 目録を利用に供すること
- 情報伝達の役を果たすこと
- 計画中の広域文献調達システム(tberregionales Fernbestellsystem)にかかわる依頼書を仲介すること

##### 目録の作成

- 当該統合システムの各加盟館, 他の統合システム及び統合システム全体を対象にバッチ処理により目録(冊子目録, カード目録, マイクロフィッシュ目録; 総合目録, 主題目録, 特殊目録)を作成すること。

#### b) 開発課題

- 地域統合システムのソフトウェア
- 統合システム内の加盟館ごとに分散して導入されているソフトウェア
- 加盟館ごとに任意に導入されているシステム(例えば貸出記録)のソフトウェア, のために
- システム分析, プログラミング, プログラム管理を集中的に行うこと。ただし上記のいずれのソフトウェアも既存のないしは中枢機関によって開発されたものをできる限り広く利用することが望ましい
- 種々のハードウェアを特に図書館に導入するため, 既存のソフトウェアをこれらに適合させること

#### c) 計画・調整課題

- 統合システムの組織的な運営と管理を計ること
- 統合システムに適当とみなされる加盟館のすべての活動を調整すること

- 統合体のハードウェアとソフトウェアを調達すること
  - 全国的に強制力のある規準 (Regeln für Alphabetische Katalogisierung=RAK, Maschinelles Austauschformat für Bibliotheken 1=MAB 1 など) を基礎に、図書館技術に関する制度を確立すること
  - 新目録規則 (RAK) の計画的・組織的な導入を計ること
  - RAK による遡及目録作業を計画的・組織的に計ること
  - (ドイツ図書館研究所と連携しながら) 統一的な主題検索システムを計画的・組織的に導入すること
  - 各種プロジェクトに関係する統合体加盟館の協力者を教育し訓練すること
  - 統合体に関する各種の統計作業を担うこと
- d) サービス課題と開発課題を担うに必要なデータ処理装置を運用すること

##### 5. 図書館地域センターの組織と運営

図書館地域センターは将来、サービス課題と同様開発課題においても、ドイツ連邦共和国の図書館協力にとって決定的な単位となるであろう。従って地域統合システムのこれらの中枢機関は独自の図書館組織として各州の図書館所管省庁に直属すべきものである。統合体加盟館が統合体の構築計画に適正に参画するため、しかるべき審議機関が組織されなければならない。統合体のハードウェアとソフトウェアおよび組織構造は、それぞれの図書館センターの所掌事項となる。図書館地域センターの適当な所在地を決定する際には、地域ごとの与件に応じて次の視点も合わせて考慮される必要がある；

- 既存の図書館拠点地 (センター的な課題を担っている大規模図書館、ないしは同一地点に多数の図書館が所在するなど)
- 既存の書誌センター (目録センターなど)
- 該地点で、ローカルな目的のために発生するデータ処理課題の量

この場合一特に同一地域が複数の州にまたがる場合には一目録センターの所在地が特別の意味をもつであろう。

図書館地域センターは地域統合システムの中枢機関として、加盟館のサービス課題を果すため、それにふさわしい規模のデータ処理装置を専有しなければならない。ただし過渡期にあっては、こうしたデータ処理装置を稼働させる代りに、他の既存の計算センターの内部機構を利用することも考慮されてよいであろう。しかし究局的には、統合体のために十分な機械能力と人的能力が図書館地域センター独自で確保されなければならない。

地域統合体の各加盟館もまた、それぞれの統合体の総体概念の枠内で、その機構と規模に応じて適当なデータ処理能力を具えるべきである。このローカルなサブシステムには特に次のような課題が予見される。つまり、リアルタイムで処理されるデータについての収集機能、凝縮機能、画像コントロール、エラー処理、蓄積機能、及び定常的に必要とされる文書の出力などである。結局、図書館の作業部門ごとに、地域統合システムへの参加に要求されると同時にローカルな機能をも果すに必要なデータ処理能力が備えられなければならない。

このような階層化されたシステムによって、加盟館の様々な要求一例えば機能の拡大に際してなど一により容易に対処でき、現有のデータ処理能力をより経済的に利用できるであろう。更らにこのような解決策が、より大きな融通性をもたらし、より良好な結果を保証することになる。

地域加盟館のオペレーションはオンラインとバッチ方式で行われる。つまり加盟館とセンターは、所与の条件と処理上の解決法に応じてオンライン、オフラインのいずれかまたはその双方で連携することになる。

#### 6. 図書館地域センターの相互協力

図書館地域センターは

- 全国書誌センターとしての Deutsche Bibliothek,
- ドイツ図書館研究所と国立図書館・プロイセン文化保存館による広域逐次刊行物データベース,
- 分野別情報センター (Fachinformationszentren) はじめ IuD 領域の中核機関,
- 他の図書館地域センター,
- ドイツ図書館研究所 (Deutsches Bibliotheksinstitut=DBI),

と協力する。

この協力の努力目標は、専門情報と必要文献の利用案内に関する利用者の要求を、できるだけ同一場所・同一機関でカバーしようとするところにある。従って図書館地域センターは、ODIN と Euronet/DIANE に参加しているホスト機関へアクセスするための端末機を備えることになろう。これによってセンターは、計画中の広域文献ガイド・調達システム (überregionales Literaturnachweis-und Fernbestellsystem) に関する重要な伝達機能を担うことになる。

このシステムのために当面はまずドイツ図書館研究所と国立図書館・プロイセン文化保存館による広域逐次刊行物データベースが、ODIN と Euronet/DIANE にホストとして参加し、そこで逐次刊行物の所蔵事項がアクセスされ指示されることになろう<sup>12)</sup>。さらに、逐次刊行物データベースを経由することによって、図書館地域センターに追加的に蓄積される逐次刊行物データへアクセスすることも可能になる。

全国書誌センターである Deutsche Bibliothek も同様にホストとして ODIN と Euronet/DIANE に参加する。Deutsche Bibliothek は定期的な磁気テープサービスやオンライン処理によって、国内・国外の書誌データを図書館地域センターに提供する。図書館統合システムとは別に、各加盟館は端末機を通じて Deutsche Bibliothek の情報データベース (BIBLIODATA) の書誌データに直接アクセスすることができる。

地域の図書館が所蔵する単行書の所在案内は従来の地域目録センターの課題を継続する形で、それぞれの図書館地域センターが行う。加盟館は各々が所属する地域センターのデータにアクセスする。これに対して地域センターどおしはそれぞれが蓄積した所在データに相互にアクセスすることができる。

分野別情報センターの活動によって発生する文献要求については、原則として最寄りの図書館地域センターがその所在案内を行うが、文献照会や依頼書は所管の専門図書館センター (Zentralfachbibliothek) ないしは特定分野収集館 (Sondersammelgebietsbibliothek) へてに直送することもできる。

オンライン検索によって出力される文献情報と文献ガイドシステムによってもたらされる所在情報は、文献複写依頼書の機械作成に利用され、その依頼書が所蔵館として指示された図書館へ直送されることになる。

共同目録作業、所蔵案内及び依頼書の仲介にもつ特別な意義に鑑み、地域統合システムの

相互協力は、単なる内輪の作業グループとして図書館地域センターが連帯すること以上に、それにふさわしい中枢機関（例えばドイツ図書館研究所）に統合体事務局（Verbundsekretariat）を設置することで支援されなければならない。図書館地域センターの活動を継続的且つ積極的に調整すること、共通の協力課題を組織化することが、この統合体事務局の特別の課題になるであろう。

## 7. 図書館地域センターの設置基準

### a) 人 員

図書館地域センターは、その課題設定と組織形態に応じて一構築状態、施設および課題の範囲によって一最大50名の協力スタッフを必要とする。こうした人的能力を築き上げることは、図書館地域センターが所期のサービスを完遂するため是非とも必要なことであるが、このことはセンター自体の構築程度に応じてつまり加盟館の数と処理すべきデータ量の増加、またセンターと他の図書館・ドキュメンテーション関連機関との協力活動の増大に対応して一段階的に行われるであろう。しかしこの場合でも、図書館地域センター自体の、ひいては地域統合システムの効率が決定的な打撃を蒙らないためには、いかに低く見積っても最低基準として25名の人員は確保されなくてはならない。

図書館地域センターが50名の全要員を確保した場合、そのうち

- 10名は図書館専門員として、書誌データの集中的編集、作業の事前・事後評価の質的管理、利用者指導および継続的なシステムの開発と改良、の課題に協力する
- 13名の協力者は電算機のオペレーションと産出作業の任にあたる（オペレーター9名、作業準備要員3名、機械部門の長1名）
- 8名の協力者がプログラム部門を構成する。そのうちシステムプログラムの領域に2名、定常オペレーションとプログラム管理に2名、システム・応用ソフトウェアの作成と改良に4名が、あたる。
- さらに4名の協力者（システム分析とプログラミングに2名ずつ）がIuD計画の「ネットワークと通信」「印刷物サービス」の部門に必要である。
- 統合システムの継続的・効率的な構築と拡大を確保し、異種のシステムとのコミュニケーションをつくり上げこれを最適化し、しかもこれらを絶え間ない技術進歩を常に考慮しながら行うには、オペレーションの継続と広範囲な産出活動のほか、開発課題にあたる充分な要員を見込んでおくことがぜひ必要である。このことは、すべての図書館地域センターで複雑なシステムを広い範囲にわたって新たに開発することを意図するものではなく、むしろ広域機関（例えばドイツ図書館研究所、情報・ドキュメンテーション協会など）と協力しながら、またほかのセンターや、場合によっては私企業と分業しながら開発計画を行うことを意味している。この分野には、範囲と規模によって、6名までの協力者が必要になろう。この数は、特定課題のために図書館地域センターごとに特別のプロジェクトチームを編成する場合には、それに依りて増加されるかもしれない。
- 5～10名の協力者が総務・管理部門に見込まなければならない。その課題分野は人事、予算、会計、用度、複写サービスなどである。

初期の段階で他の計算センターの内部機構を利用してデータ処理装置のオペレーションを行う場合には、さしあたって、機械部門の要員は除かれてよいであろう。既存の制度的に確立された目録センターが、図書館地域センターの全体構想の中に組み込まれ得る場合には、内部



組織の調整によってある程度まで既存のポストの配置換で対処できるであろう。

#### b) 機械設備

産出活動と開発分野において、図書館地域センターは地域の学術図書館のサービス課題を集中的に担うことになるが、このことに鑑み、センターには以下の要求を充たす高性能のデータ処理装置が必要である；

- 中央処理装置と補助ディスク装置が十分な大きさの容量をもつこと
- 十分な数の端末機と接続が可能であること
- 十分な数のサブシステムとオンラインで接続が可能であること
- データ通信装置と接続が可能であること
- システムに拡大性があること
- 高性能で、なかんづく本体と両立性のある周辺機器と接続が可能であること
- 機能に適合した基本ソフト（オペレーションシステム、ファイル管理システム、データベースシステム）が存在すること
- ステーションごとの入出力装置に十分なソフトウェアのバックアップがほどこされていること。

計算機の容量、周辺装置、オペレーション、および機械処理時間などの問題を、図書館地域センターごとにより正確に調査するには、次の事項に関する詳細が必要である；

- 統合体加盟館の数と館種
- 年間増加冊数
- 書誌データファイルと地域内所蔵データの増加数
- ファイル構造
- 処理ルーティンの数（データ入力、検索、変更、削除、追加、編集、変換、データ保護）とそれらの所要処理時間
- オペレーションの方式（会話型、バッチ処理）

地域ごとに図書館の数と規模が異なるため、正確な基礎データを示すことはできないが、モデル計算を中規模のものから始めるとして、従ってまた、ある専門家グループによって開発され公認されている「情報検索システム用データ処理装置に関する計画・運用基準値」<sup>13)</sup>を用いるとすれば、図書館地域センターのハードウェア施設の初期値は以下のようなものになる；

- 最小2メガバイトの記憶容量をもつ中央処理装置
- 2ギガバイトの記憶容量をもつ大型ディスク装置
- 磁気テープ装置6基程度
- 通常のカード・紙テープ読切装置、ラインプリンターなど
- レーザプリンタ1基
- COM 装置1基

地域の広さと加盟館の数にもよるが、最大100台の端末機（このうち80台までは加盟館に備えるが、一部は収書システムにより集中配備される）

#### 8. 図書館地域センターのデータ処理施設のコスト

図書館地域センターのデータ処理施設に要する投資コストは一構築段階と課題の範囲によって一およそ400~600万マルク（建築費用を除く）になる。

これに年間の運営費が追加されるが、そのなかで特に維持費は、装置の初期購入費のおよ

そ8~10%に相当するであろう。

地域統合体各協力館の投資・運営コストとデータ通信コストは、地域ごとの地理的・構造的な与件が異なるため、ここで明示することはできない。これらのコストの調査は地域計画の枠内で行われなければならない。

#### 原 註

- 1) Deutsche Forschungsgemeinschaft. Mitteilungen 1973 H. 4, S. 18-24 または Zeitschrift für Bibliothekswesen und Bibliographie 21, 1974, S. 67-73 にドイツ研究協会図書館委員会の提言として掲載されている
- 2) Ebda. S. 24 または S. 73
- 3) Drittes Datenverarbeitungsprogramm der Bundesregierung 1976-1979. Hrsg. vom Bundesminister für Forschung und Technologie. Bonn 1976.
- 4) EDV-Einsatz im Bibliotheks- und Informationswesen in der Bundesrepublik. In: ABT-Informationen 20, 15. 9. 1976, S. 1-95. Die Zukunft automatisierter Bibliotheksnetze in der Bundesrepublik Deutschland. Möglichkeiten und Grenzen aus technischer und bibliothekarischer Sicht. Bericht eines Symposiums, veranstaltet von der Arbeitsstelle für Bibliothekstechnik am 1./2. Dezember München 1977. EDV-Verband in Bibliotheken der Bundesrepublik Deutschland. Fortschritte, Probleme. In: ABT-Informationen 26, 19. 6. 1978, S. 1-29.
- 5) Bibliotheksverbund in Nordrhein-Westfalen. Planung und Aufbau der Gesamthochschulbibliotheken und des Hochschulbibliotheksentrums 1972-1975. Herausgegeben von Klaus Barckow, Walter Barton, Antonius Jammers, Roswitha Schwan-Michels und Gisela Süle. München 1976. (Bibliothekspraxis. Band 19).
- 6) Programm der Bundesregierung zur Förderung der Information und Dokumentation (IuD-Programm) 1974-1977. Hrsg. vom Bundesminister für Forschung und Technologie. Bonn 1975.
- 7) Management of Information Resources as the National Level. Main Issues discussed at the Second UNISIST Meeting on the Planning and Implementing of National Information Activities in Science and Technology. Friedrichsdorf, Federal Republic of Germany 26-30 September, 1977. Prepared under contract for Unesco by Scott Adams. Paris 1978.
- 8) Überregionale Literaturversorgung von Wissenschaft und Forschung in der Bundesrepublik Deutschland. Denkschrift. Bibliotheksausschuß der Deutschen Forschungsgemeinschaft. Boppard 1975.
- 9) 1. Bremen, Hamburg, Schleswig-Holstein の3州, 2. Niedersachsen 州, 3. Nordrhein-Westfalen 州と Rheinland-Pfalz 州の行政地域 Trier, 4. Hessen 州と Rheinland-Pfalz 州の行政地域 Koblenz および Rheinhessen-Pfalz の北部, 5. Baden-Württemberg, Saarland の2州及び Rheinland-Pfalz 州の行政地域 Pfalz, 6. Bayern 州, 7. Berlin, を指す
- 10) Empfehlungen zur Zeitschriftenkatalogisierung unter Einsatz der Datenverarbeitung. In: ABT-Informationen 26, 19. 6. 1978, S. 34-42.
- 11) 図書整理のための書誌データは、できるだけすみやかに集中ファイルに入力されなければならない。そのためには加盟館の発注カタログを利用するのが最も効果的である
- 12) 文献供給過程におけるガイダンスツールとしての逐次刊行物データバンクの役割について、データ処理小委員会は補足文書を提出し、その中で「逐次刊行物データバンクを介する雑誌文献案内の緊急改善措置」を提言している (S. 206 参照) (訳註; 省略)
- 13) Zentralstelle für maschinelle Dokumentation (ZMD). Kennzahlen für Planung und Betrieb von Datenverarbeitungsanlagen für Information-Retrieval-Systeme. Berlin, Köln 1. 12. 1977.

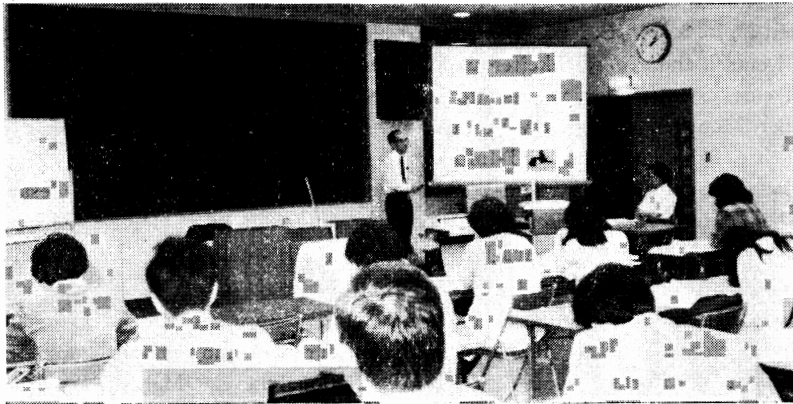
## ◆ 研 修

## 昭和 56 年 北海道地区国立大学図書館職員研修

昭和 56 年標記研修が去る 8 月 26 日 (水) から 28 日 (金) までの 3 日間、附属図書館教養分館を会場に、学術情報システム関係を中心教科として実施された。

この研修は、道内国立大学 (高専を含む) 図書館職員に対し、その職務遂行に必要な基本的知識および図書館業務に関する最近の知識を付与するとともに、その資質の向上を図ることを目的として行っているもので、本年は北海道大学 22 名、北海道教育大学 1 名、小樽商科大学 2 名、旭川医科大学 1 名、北見工業大学 1 名、釧路工業高等専門学校 1 名、計 28 名が受講し、予定どおり終了した。

なお、本研修にあたりご協力を得た関係者各位に心から感謝するものである。



## 昭和 56 年 北海道地区国立大学図書館職員研修日程表

9:00 9:30		11:00	12:00 13:00	15:00 15:30	17:00
第一日目 8月26日(水)	開 講 式 北海道大学 附属図書館長 塩谷 饒	<特別講演> 北海道地区における 大学図書館の現状と 将来 北海道大学附属 図書館事務部長 矢部 一郎	昼 食 (休 憩)	学術情報システム 北海道大学大型 計算機センター長 大野 公 男	服 務 制 度 北海道大学人 事課課長補佐 佐藤 信 彰
第二日目 8月27日(木)	図書館資料利用に伴うユーザー から見た情報検索上の諸問題 —研究課題指向の一事例— (人文・社会系) 北海学園大学教授 小 山 昇	昼 食 (休 憩)	学術情報センターシ ステムと大学図書館 —東京工業大学 の場合— 東京工業大学附属 図書館整理課長 浅野 次 郎	学術情報センター システムと大学図 書館 —広島大学 の場合— 広島大学附属図 書館整理課学術 情報係長 森岡 祐 二	
第三日目 8月28日(金)	図書館資料利用に伴うユーザー から見た情報検索上の諸問題 —研究課題指向の一事例(自然系)— 北海道大学応用電気研究所教授 小 山 富 康	昼 食 (休 憩)	大学における教官と 職員の役割 北海道大学 法学部教授 石 川 武	国立学校にお ける事務の情 報処理 北海道大学 情報処理課長 木 村 茂	閉 講 式

## 第24回 北海道地区大学図書館職員研究集会

&lt;と き 昭和56年7月30日(木)&gt;

&lt;ところ 酪農学園大学&gt;

標記研究集会は、当地区20大学約120名が参加して次のように行われた。

- 研究発表
- |    |        |      |
|----|--------|------|
| 司会 | 札幌医科大学 | 亀谷修一 |
|    | 北海道大学  | 石倉賢一 |
1. 大学図書館における広報活動の諸問題  
— サンプル意識調査 —
- |     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 発表者 | 北海学園大学 | 近松佐武郎 |
|     | "      | 川崎実   |
2. 医学図書館における利用者サービスについて
- |     |        |     |
|-----|--------|-----|
| 発表者 | 旭川医科大学 | 小川聡 |
|-----|--------|-----|
3. 大学図書館におけるマイクロフォーム  
— 東京大学図書館情報学セミナーを受講して —
- |     |         |     |
|-----|---------|-----|
| 発表者 | 北海道教育大学 | 松村貢 |
|-----|---------|-----|
- 分科会
- 第一分科会  
選書について  
— あなたが選書委員であったら自信をもって  
選書作業を行うことができますか —
- |    |         |      |
|----|---------|------|
| 司会 | 北海道教育大学 | 亀谷修一 |
|----|---------|------|
- 第二分科会  
目録カードの作成  
— 特に印刷カードについて —
- |    |      |      |
|----|------|------|
| 司会 | 札幌大学 | 市村利夫 |
|----|------|------|
- 第三分科会  
貸出し手続の簡略化について
- |      |         |      |
|------|---------|------|
| 司会   | 北海道教育大学 | 荒川真澄 |
| 事例発表 | 北海道大学   | 遠昭二  |
|      | 北海学園大学  | 浦上忍  |
|      | 札幌商科大学  | 岡田隼子 |
- 全体会議(分科会報告)
- |    |       |      |
|----|-------|------|
| 司会 | 北海道大学 | 石黒克介 |
|----|-------|------|

以上研究発表また活発な討議および質疑応答が交され、有意義かつ盛会裡に終了した。

なお、本研究集会が当番館酪農学園大学の関係者各位並びに研究集会企画委員各位の熱意協力のもとに予定どおり終了したことを感謝するものである。

(北海道地区大学図書館協議会常任幹事館)  
(北海道大学附属図書館)

## ◆ 受 贈 図 書

## 本学教官著作物

## 〔本 館〕

## ○理 学 部

尾野寺 毅 (共著) 基礎課程 線形代数学〔共立出版〕  
スタンダード 線形代数学演習〔共立出版〕

松 永 義 夫 物性化学 (基礎化学選書 10)〔裳華房〕  
勝 股 脩 微分積分学〔共立出版〕

## ○文 学 部

田 中 彰 (共編) 奇兵隊反乱史料 脱隊暴動一件紀事材料〔マツノ書店〕

## ○医 学 部

大 崎 饒 北海道における肺癌発生の現状今後の動向診断率診断法の変遷および治療に関する報告書

## ○歯 学 部

石川 純 (共編) 歯周治療学〔医歯薬出版〕

## ○応用電気研究所

松本伍良 (編者) BIOTELEMETRY V

## 正 誤 表 No. 56 (May. 1981)

## 3 頁 (564) 昭和 55 年度特別図書購入費で購入した図書中

## 『6. 戦史叢書 朝雲新聞社

本書は、政府・陸海軍の総動員体制の展開過程、戦争指導、個々の作戦にかかわる公文書、記録を豊富に含んだ 1930 年代後半から敗戦に至る時期の公刊の戦史である。』を削除

## 『6. 司法省「思想月報」 1~65 巻 覆刻版

本書は、準戦時・戦時体制下における労働者・農民都市勤労市民の思想状況、社会主義、労働運動、国際共産主義運動、中国における日本人の反戦運動などについて治安当局の視点からみた記録および資料を豊富に含んでいる。』を挿入

## 9 頁 (570) 人事往来—配置換—の項中

早坂孝一 「56. 1. 5」を「56. 5. 1」に訂正  
羽川 明 「 」を「 」

## ◇ 人事往来 ◇

## 図書館委員 (再任)

齊藤和雄 (大学院環境科学研究科) 56. 5. 28

片岡隆四 (農学部) 56. 6. 1

## 配置換

鎌田由紀子 整理課教養分館整理掛 (文学部図書掛) 56. 9. 1

山下洋一 " " (医学部図書整理掛) "

## 採用

伊藤美智子 整理課総務掛 56. 6. 10

中村美幸 整理課教養分館閲覧掛 56. 7. 8

## 退職

高橋かおり (整理課総務掛) 56. 5. 23

高井姫世美 (整理課教養分館閲覧掛) 56. 7. 4

---

北海道大学附属図書館報 「楡蔭」 (通巻57号)

1981年11月14日発行 発行人 矢部一郎

編集委員 宮部徹(長)・石川雅夫・遠藤雄作・石黒克介・野地俊郎・船木敏美・坪田充弘  
石倉賢一・遠昭二・杉尾勝茂・宇野弘純・山本幾夫・星賀隆

発行所 北海道大学附属図書館 札幌市北区北8条西5丁目 電話代表 711-2111 (2967)

印刷所 文栄堂印刷所 札幌市中央区北3条東7丁目 電話代表 231-5560-5561